

広島県告示第四百六十七号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第二十一条第四項及び第三十三条第三項の規定による特例措置を採ることができる精神科病院として、次の病院を認定した。

令和八年四月二十三日

広島県知事 横 田 美 香

名 称	所 在 地	指 定 期 間
メイプルヒル病院	大竹市玖波五丁目二番一号	令和八年四月一日から 令和一年三月三十一日まで
府中みくまり病院	安芸郡府中町みくまり三丁目一番 一一号	令和八年四月一日から 令和一年三月三十一日まで
独立行政法人国立病院機構 茂精神医療センター	東広島市黒瀬町南方九二番地	令和八年四月一日から 令和一年三月三十一日まで
医療法人仁康会 小泉病院	三原市小泉町四二四五番地	令和八年四月一日から 令和一年三月三十一日まで
医療法人大慈会 三原病院	三原市中之町六丁目三一番一号	令和八年四月一日から 令和一年三月三十一日まで
光の丘病院	福山市駅家町向永谷三〇二番地	令和八年四月一日から 令和一年三月三十一日まで
医療法人社団若葉会 蔵王病院	福山市南蔵王町六丁目三三番一号	令和八年四月一日から 令和一年三月三十一日まで
福山友愛病院	福山市水呑町七三〇二番地の二	令和八年四月一日から 令和一年三月三十一日まで